

令和8年度 鏡石町一小・二小放課後児童クラブ募集のお知らせ

— 申込受付期間 —

●令和8年4月1日利用希望の場合

申込開始日～締切日	結果通知
令和7年12月3日（水）～12月25日（木）	令和8年2月上旬

●年度途中の利用希望（または退所希望）の場合（随時受付）

希望する利用開始日	申込締切日	結果通知
令和8年5月1日	令和8年4月20日（月）	令和8年4月下旬
令和8年6月1日	令和8年5月20日（水）	令和8年5月下旬
令和8年7月1日	令和8年6月19日（金）	令和8年6月下旬
令和8年8月1日	令和8年7月17日（金）	令和8年7月下旬
令和8年9月1日	令和8年8月20日（木）	令和8年8月下旬
令和8年10月1日	令和8年9月18日（金）	令和8年9月下旬
令和8年11月1日	令和8年10月20日（火）	令和8年10月下旬
令和8年12月1日	令和8年11月20日（金）	令和8年11月下旬
令和9年1月1日	令和8年12月18日（金）	令和8年12月上旬
令和9年2月1日	令和9年1月20日（水）	令和9年1月下旬
令和9年3月1日	令和9年2月19日（金）	令和9年2月下旬

- ・提出先
 - ・一小放課後児童クラブ（一小敷地内）
 - ・二小放課後児童クラブ（二小空き教室）
 - ・福祉こども課（健康福祉センター（ほがらかん）1階）
- ※提出書類に不足・不備がある場合は受理できません。
- ※申し込み（先着）順ではありません。

- ・提出書類
 - ①放課後児童クラブ利用申込書
 - ②同意書兼誓約書
 - ③就労証明書など登録利用を必要とすることを証明する書類（保護者ごと）※登録利用のみ
 - ④その他必要と認める書類（申立書、タイムスケジュール等）※登録利用のみ

※一時利用は①、②のみの書類を提出ください。

※2人以上の児童が同時に申し込む場合、②、③、④の書類はコピーでの提出が可能です。

※希望者が定員を超える場合、家庭状況等を考慮したうえで利用調整を行う場合があります。

【登録利用】

○ 目的

町内の小学校に通う児童で、保護者が就労や疾病等の事情により日中家庭にいない児童を対象として、放課後の時間帯に保護者の代わりに家庭的機能を補完しながら「生活」の場を提供し、「遊び」「生活」を通して児童の健全育成を図るために次のとおり放課後児童クラブの募集を行う。

○ 利用基準

- (1) 鏡石町内の小学校に在学している児童
- (2) 保護者等が就労等のため昼間家庭で保育できない児童

○ 登録利用の就労時間等の具体的な審査基準

- (1) 日曜日・祝日を除き、週4日以上就労していること
- (2) 勤務終了時刻が午後3時30分以降であること

※一時利用は上記審査基準には当てはまりません。

○ 登録利用要件

登録利用希望する場合、保護者が次のいずれかに該当し利用の必要性が認められることが要件となります。

保育の必要性	利用可能期間
①就労 ※自営業、農業を含む	雇用の定めによる(育休からの復職や就職内定等については条件あり)
②妊娠・出産	出産予定日前2か月の1日から出産後2か月の末日
③保護者の疾病等	疾病等が回復するまで
④家族の看護・介護	疾病等が回復するまで
⑤災害等	復旧等に必要な期間
⑥その他※①～⑤に類する状態	理由に応じて決定

※勤務終了時刻が午後3時30分より早い場合でも、通勤距離が長い等、特別な事情が認められれば、状況により利用決定となる場合があります。(別途届出が必要です)

※世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は「同居」扱いとなります。2世帯住居や同一敷地内住居の場合は、申し出てください。

※心身に障がいがあると思われる場合や、発達に不安がある場合、アレルギー等がある場合は受け入れ体制を整える必要がありますので、必ずお申し出ください。

○ 登録利用要件を証明する書類

登録利用の必要性	提出書類
① 就労	就労証明書(発行から3か月以内)
②就労(自営業)	就労証明書 タイムスケジュール
③就労(農業)	農業委員会の「耕作証明書」
④妊娠・出産	母子健康手帳等出産予定日が確認できるもの
⑤保護者の疾病等	診断書、各種手帳等の写し
⑥家族の看護・介護	診断書、各種手帳等の写し

※同一世帯から2人以上の児童が同時に申し込む場合、コピーでの提出が可能です。

※理由によっては、別途書類の提出が必要になる場合があります。

※同居親族が18歳以上65歳未満の場合は、上記書類の提出が必要となります（学生は提出不要）。

世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は「同居」扱いとなります。

※離婚協議中等の場合は、そのことが分かる書類の提出が必要です。

【一時利用】

○ 利用基準

保護者が突然家庭での保育が困難になった場合や、やむを得ない理由により自宅から直接児童クラブを経由する必要がある場合に、緊急的な一時的保育の場を提供するために設けられています。

例えば、

- ・突然の保育者の不在:保護者の急な残業、病気、災害など、通常の保育時間内に対応できない場合
- ・送迎上の理由:習い事や塾などへの移動のため、一度帰宅すると間に合わない、または保護者の送迎が仕事で困難な場合

月に10回まで利用することができます。（必ず10回利用するということではありません）

○ 育児休暇中の利用について

- ・育児休暇中におかれましては、特別な事情（例:保護者の急な通院・冠婚葬祭などの突然の事由）がない限り家庭での保育をお願いします。
- ・育児休暇中は、お子さんを養育する目的としてお仕事を休まれている期間であり、原則として家庭での保育が可能な状況であるとみなされます。継続的、定期的な一時利用はご遠慮ください。
- ・今まで育児休暇中、習い事や塾を利用していた方は、これからは利用基準に当てはまらない場合ご利用できません。

○ ご協力のおねがい

児童クラブは、本当に突然緊急的に保育を必要とするご家庭のお子さんを安全にお預かりするために、限られた職員とスペースで運営されています。

「友達と遊びたいから」「今日は児童クラブに行きたい」と言った理由で利用することはご遠慮ください。

制度の趣旨と利用条件をご理解いただき、本来の目的に沿った適切なご利用にご協力をお願いいたします。

【申し込みから利用までの流れ】

	4月利用希望	5月以降利用希望
①利用調整	令和8年1月	利用希望前月下旬
②結果通知	令和8年2月上旬	利用希望前月下旬
③利用開始	令和8年4月1日	各利用月1日

○ 開設日および利用時間

開設日	月曜日～金曜日	土曜日（ふれあい交流館のみ）	長期休業・学校行事振替休日
利用時間	放課後～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30
延長預かり	18:30～19:00		

○ 休館日…日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日まで）

○ 災害（台風等）やウイルス感染対策の場合は休館になる場合がございます。

○ 開設場所及び募集定員

児童クラブ名	開設場所	募集定員
鏡石一小放課後児童クラブ	児童ふれあい交流館	150名程度（小学校1年生～6年生）
鏡石二小放課後児童クラブ	鏡石第二小学校内空き教室	60名程度（小学校1年生～6年生）

※土曜日は一小・二小の児童共にふれあい交流館（一小放課後児童クラブ）のみでの利用となります。

○ 利用料金

種別	登録利用	一時利用
・利用料	月額 4,000円(町県民税非課税世帯は半額)	1日 250円
・おやつ代・保護者会費等	月額 2,000円	1日 100円
・延長利用	一回 100円	

※課税非課税の判定は令和6年分の住民税均等割を基準とします。

※保護者の送迎が遅れる場合は、延長利用(午後6時30分から午後7時)を実施します。

※おやつ代・保護者会費等について各児童クラブにおいて実費徴収となります。集金袋が配布されますので、毎月25日までに各児童クラブに納付してください。

○ 利用料の口座振替日(納期限)

利用月	登録利用料	一時延長利用料
令和8年4月分	令和8年4月30日(木)	令和8年5月15日(金)
令和8年5月分	令和8年6月1日(月)	令和8年6月15日(月)
令和8年6月分	令和8年6月30日(火)	令和8年7月15日(水)
令和8年7月分	令和8年7月31日(金)	令和8年8月17日(月)
令和8年8月分	令和8年8月31日(月)	令和8年9月15日(火)
令和8年9月分	令和8年9月30日(水)	令和8年10月15日(木)
令和8年10月分	令和8年11月2日(月)	令和8年11月16日(月)
令和8年11月分	令和8年11月30日(月)	令和8年12月15日(火)
令和8年12月分	令和8年12月25日(金)	令和9年1月15日(金)
令和9年1月分	令和9年2月1日(月)	令和9年2月15日(月)
令和9年2月分	令和9年3月1日(月)	令和9年3月15日(月)
令和9年3月分	令和9年3月31日(水)	令和9年4月15日(木)

II 個人情報の取り扱いについて

提出いただいた個人情報については、利用目的の範囲内でのみ使用し、関係法令を遵守して厳正に取り扱います。

また、お子さんの適切な発達支援のため、提出いただいた内容を関係機関などへ情報提供させていただく場合があります。

【その他の注意事項】

- ・児童の心身の発達状態により、集団での生活が困難であると判断される場合は、入所できない場合があります。
- また、お子さんによっては、集団生活が負担となる場合があります。その際は、利用についてご相談させていただく場合があります。
- ・現在、児童クラブは、他学年の児童と共に、多くの児童が集団生活を送っています。個別に配慮を要する児童に関しては、追加して児童クラブ職員を配置できる状況にありません。事前に児童に合った環境かどうか検討していただくようお願いします。
- ・利用中に父母（祖父母）が退職した場合、登録利用解除、または一時利用の切り替えが必要になります。速やかに職員へお知らせし、所定の手続きをしてください。
- ・児童クラブは限られた設備、環境の中で少数の職員で運営しています。要望に応じきれない場合もあることをご理解ください。児童クラブの運営には、保護者のご理解、ご協力が不可欠です。
- ・児童クラブは集団生活の場所です。学校と同様に決まり、約束を守らなければならないことをご家庭でも指導してください。決まり、約束を守ることができず、児童クラブ運営に支障をきたす場合は、児童クラブを利用取消していただくこともありますのでご理解ください。

【申し込みに関するよくあるお問い合わせ】

Q 無職の祖父母がそばにいるので、登録利用にするか一時利用にするか悩んでいます。登録利用できますか？

A 両親共働きでも、祖父母が保育できる場合、一時利用を勧めております。

祖父母が疾病や障害、介護などが理由で保育ができない場合は、申立書や医師の診断書、各種手帳の提出が必要となります。

Q パートのため登録利用にはならないのですが、時々下校時間に間に合わない時があります。登録利用になりますか？

A 登録利用の要件を満たしていないので一時利用になります。月10回利用でき、利用した分だけ料金がかかるので、登録よりお得です。

Q 近所に遊ぶ友達がいないので、児童クラブで友達と遊ばせたいのですが、利用できますか？

A 友達と遊ぶために児童クラブを利用することはできません。

Q 勤務先が期間雇用のため、4月1日以降の就労証明書が提出できません。

A 就労証明書がもらえない場合などは、内定通知・雇用通知書（勤務日、勤務時間などが確認できるもの）の写しを提出してください。4月1日以降、就労証明書を提出してください。

Q 祖父母は畠仕事をしていますが児童クラブは利用できますか？

A 家庭菜園は「農業」とみなすことができませんので、就労には該当しないので登録利用はできません。

「農業」で生計を立てている祖父母の方は「耕作証明書」を提出してください。

Q 近所にいる祖父母が、3月で退職予定です。4月から登録利用はできますか？

A 子供の面倒を見ることができる場合は、一時利用に申し込みをしてください。

Q 児童クラブで宿題を終わらせて欲しいのですが。

A 児童クラブは学習を目的とした場所ではありません。職員が宿題を教えたり、終わったかどうかの確認をしたりすることはありません。基本的な生活習慣を身につけるため宿題の時間を設けていますが、確認はご家庭でお願いします。